

○大分県母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例

昭和六十一年三月三十一日

大分県条例第五号

〔大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例〕をここに公布する。

大分県母子・父子福祉センターの設置及び管理に関する条例

(平二六条例三八・改称)

(設置)

第一条 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦（以下「母子家庭等」という。）に対し生活相談に応じるとともに、その自立促進に関する事業等を行い、母子家庭等の生活の安定及び福祉の増進を図るため、大分県母子・父子福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

(平二六条例三八・一部改正)

(位置)

第二条 センターは、大分市大津町二丁目一番四十一号に置く。

(事業)

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 母子家庭等に対し生活相談に応じること。
- 二 母子家庭等に対し経営に関する指導を行うこと。
- 三 母子家庭等に対し事業の開始又は就職のために必要な知識及び技能を習得させること。
- 四 母子家庭等の教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- 五 前各号に掲げる事業のほか、センターの目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(指定管理者による管理)

第三条の二 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務を行わせることができる。

(平一七条例三八・追加)

(指定管理者が行う業務)

第三条の三 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第三条各号に掲げる事業の実施に関する業務

- 二 センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 センターの利用の受付及び案内に関する業務
- 四 センターの利用の許可に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

(平一七条例三八・追加)

(管理の基準)

第三条の四 指定管理者は、次に掲げる基準により、センターの管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 センターの施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- 四 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(平一七条例三八・追加)

(利用の許可)

第四条 センターを利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可をするに当たっては、利用範囲、利用期間その他センターの利用に関し必要な条件を付することができる。

(平一七条例三八・一部改正)

(許可の取消し等)

第五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、利用を停止し、又は同条第二項の条件を変更することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 利用者が前条第二項の条件に違反したとき。
- 三 その他知事が特に必要があると認めたとき。

- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によつて利用者が受けた損失については、補償しない。

(使用料)

第六条 利用者は、大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の定めるところにより、使用料を納めなければならない。

(損害賠償)

第七条 利用者は、センターの施設及び設備を損傷し、又は滅失した場合は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例三八・旧第九条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

2 大分県使用料及び手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成一七年条例第三八号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の大分県立総合文化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県営国民宿舎等の設置及び管理に関する条例第五条、大分県立別府コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県社会福祉介護研修センターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県母子福祉センターの設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県身体障害者更生援護施設の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県農業文化公園の設置及び管理に関する条例第四条、大分県都市農村交流研修館の設置及び管理に関する条例第三条の二、大分県林業研修所の設置及び管理に関する条例第二条の二、大分県緑化センターの設置及び管理に関する条例第四条、大分県県民の森における公の施設の設置及び管理に関する条例第十条、大分県マリンカルチャーセンターの設置及び管理に関する条例第五条、大分県リバーパーク犬飼の設置及び管理に関する条例第十条、大分県港湾施設管理条例第二十三条、大分県都市公園条例第十四条、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例第六十八条及び大分県営体育施設の設置及び管理に関する条例第十三条に規定する指定管理者の指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

附 則 (平成二六年条例第三八号)

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。